

外国人観光案内所の開設・機能向上への支援

観光振興事業（案）

（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業（観光案内所））

訪日外国人を含む旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、設備の設置、施設の整備・改良等に要する経費の一部について支援

1. 補助対象事業者 日本政府観光局が、**カテゴリⅠ以上の認定をしている又は認定する見込みがある案内所を設置、運営する**地方公共団体、民間事業者、日本版DMO、協議会等
2. 補助率 国：1/2
3. 補助対象経費 **カテゴリⅠ及びⅡ以上で補助対象経費が異なる**

カテゴリⅠ・Ⅱ・Ⅲ



多言語案内・翻訳用
タブレット端末



ウェアラブル翻訳機

対面翻訳機 等

多言語案内・翻訳
システム機器



無料公衆無線LAN環境の整備

カテゴリⅡ・Ⅲ



VR（仮想現実）機器



デジタルサイネージ



多言語音声ガイド



AIチャットBot



観光案内所整備・改良等

**※トイレの洋式化及び清潔等
機能向上を含む**



案内標識



免税対応端末



ホームページ
（スマートフォン対応含）

- ・ 掲示物の多言語化
- ・ コンテンツ作成
- ・ 案内放送の多言語化
- ・ その他